

福岡県青少年健全育成条例が改正されました!

青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止



青少年がSNS等で知り合った人に、だまされたり、脅かされたりして、自分の裸等をスマートフォン等で撮影、送信させられる「自画撮り被害」が増加しています。一度インターネット上に画像が流出してしまうと、回収することは困難です。「自画撮り被害」は、青少年の将来に関わる深刻な被害です。

●「裸の写真を送って!」などと18歳未満の子どもに求めてはいけません! 裸の画像等を不当に求めることは犯罪となります。

福岡県では「福岡県青少年健全育成条例」で次のことを定めています。

(平成31年2月1日から施行)

青少年に児童ポルノ等(青少年の裸の画像等)の提供を求める行為の禁止(第31条の2)

何人も、青少年に対し、以下の方法により当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めてはいけません。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず求める
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により求める

違反すると
30万円以下の
罰金・科料

詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

福岡県青少年健全育成条例

検索

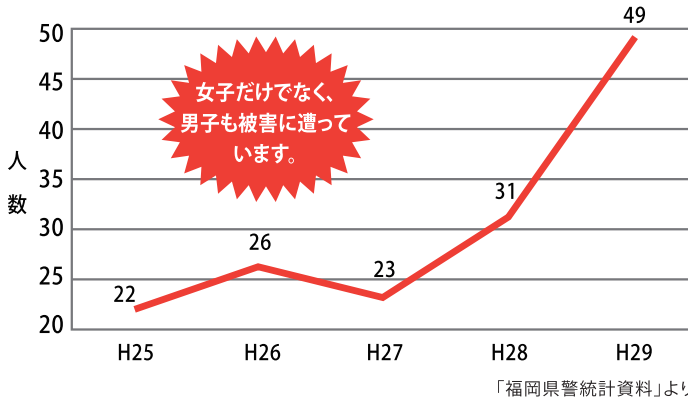


こんなに被害に遭っています！

SNS等で知り合った人から、言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影、送信させられる「自撮り被害」が増加しています。また、平成29年中の福岡県の被害状況を見ると、中学生・高校生で全体の約9割を占めています。

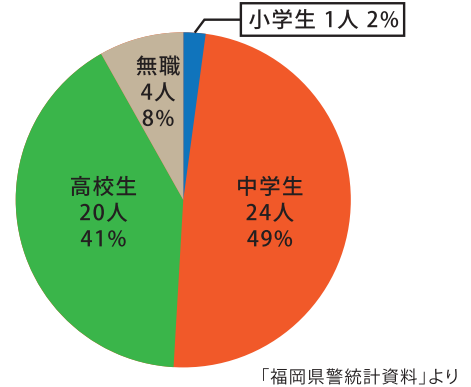


福岡県内で自撮り被害に遭った青少年数の推移



女子だけでなく、男子も被害に遭っています。

福岡県内で自撮り被害に遭った青少年の学識別割合 (H29)



具体的事例

- ・中学生の女子生徒が、インターネット上で知り合った男性に頼まれ、裸の写真を撮影し送信した。その後、さらに裸の画像を送るように強要され無視していると、既に送信した画像を拡散すると脅された。
- ・高校生の男子生徒が、インターネット上で知り合った女性になりすました男性に言葉巧みにそそのかされ、裸の写真を撮影し送信した。その後、さらに「裸の画像を送らなければ、画像をネットに公開する」と脅され、応じなかったところ、インターネットに裸の画像を掲載された。

自撮り被害に遭わないために

- ①自分の下着姿や裸の写真をスマートフォンで撮影しない！
- ②インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友達など信用している相手であっても、下着姿や裸の画像を送らない！
- ③インターネット上で知り合った相手を安易に信用しない！

※画像を求められたり、送ってしまった場合は、1人で悩まずに家族や先生など周りの大人に相談しましょう。



保護者の皆様へ

- ①スマートフォンにはフィルタリングを設定しましょう！
お子さんが使用しているスマートフォンのフィルタリング設定を確認しましょう。フィルタリングは、使用できるアプリのみを許可するなど、年齢や用途に応じて設定することもできます。
- ②お子さんと話し合ってルールを決めましょう！
・名前や顔写真、学校名などを書き込まない。 ・スマートフォンなどを使用する場所や時間を決める。
・パスワードは保護者が管理する。 など
- ③お子さんが裸の画像等を要求された場合は、すぐに警察に相談しましょう！
お子さんが裸の画像等を要求された場合は、すぐに最寄りの警察署に相談しましょう。また、既に画像を送信してしまっている場合も、被害拡大を防止するため、ためらわずに相談しましょう。



お問い合わせ

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL.092-643-3388 FAX.092-643-3389